



島根県報

令和4年9月30日（金）

号外 第 115 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第70号）

1 規則の概要

愛玩動物看護師法及び愛玩動物看護師養成所指定規則の規定により、愛玩動物看護師養成所等を指定し、その学則等に係る変更を承認し、その設置者又は長に対し必要な指示をし、又はその指定を取り消す事務は、部長が専決することができる事項とすることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

令和4年10月1日から施行することとした。

規**則**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第70号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2健康福祉部の表薬事衛生課の項中第21号を第22号とし、第17号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

<p>17 愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）及び愛玩動物看護師養成所指定規則（令和3年農林水産省・環境省令第7号）の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法第31条第2号の規定により、愛玩動物看護師養成所を指定すること。</p> <p>(2) 法附則第2条第1号ハ又はニの規定により、養成所を指定すること。</p> <p>(3) 省令第3条第1項（省令附則第4条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、省令第2条第1項第5号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項に限る。）若しくは同項第8号に掲げる事項又は同項第10号に掲げる実習施設の変更の承認をすること。</p> <p>(4) 省令第6条第2項（省令附則第4条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、指定養成所の設置者又は長に対し必要な指示をすること。</p> <p>(5) 省令第7条（省令附則第4条第1項又は第2項において準用する</p>
--	---

		場合を含む。)の規定により、指定養成所の指定を取り消すこと。
--	--	--------------------------------

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。